

	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ	韓国	日本
根拠法 (注1)	法律扶助及び助言法(1949年) (現行法は1988年法)	法律扶助に関する法律 (1972年, 現行法は1991年法)	民事訴訟法(1980年改正) 助言援助法(1980年)	法律扶助法(1972年) (1996年に全面改正)	LSC法(1974年)	法律救助法(1986年)	なし
運営主体・ 運営組織	LAB(Legal Aid Board) (非政府法人)	裁判所の裁判扶助局 法律扶助県評議会	州・連邦の裁判所	各裁判所 法律扶助局	LSC(Legal Services Corporation)等 (非営利法人)	大韓法律救助公団 (特殊法人)	財団法人法律扶助協会
法律扶助 の種類	裁判手続の扶助 36万件 法的助言・援助 157万件 代理による援助 3万件  (注2) (94年度)	裁判手続の扶助 33万件 示談交渉の扶助, 法的助言等  (注3) (93年度)	裁判手続の扶助 35万件 示談交渉の扶助, 法的助言等 22万件  (90年度)	裁判手続等の扶助 6万件 法的助言  (注5) (93年度)	裁判手続の扶助 18万件 示談交渉の扶助, 法的助言等 150万件  (94年度)	裁判手続の扶助 4万3,600件 和解手続 9,100件 法的助言 108万件  (96年度)	裁判手続(調停含む)の扶助, 示談交渉の扶助 10,079件 法的助言  (注6) (98年度)
対象者層 (裁判手続 の扶助)	全世帯の下から約50% ・負担金ありの者29% ・負担金なしの者21%	全世帯の下から約50%	全世帯の下から約40%	国民の下から約93% (96年改正後はこれより も減少する。)	全世帯の下から約18%	全世帯の下から約50%	全世帯の下から約20%
利用者の 負担 (裁判手続 の扶助)	資力に応じた負担金の 支払(生活保護所得層 の者は無償) 事件の結果得た利益か らの償還	・最低賃金所得層の者は無償 ・それを超えて最低賃金の 1.5倍所得層以下の者は 費用の一部を援助	資力に応じた負担金の支払 (生活保護所得層の者は無 償)	資力に応じた負担金の支払	無償	原則償還制度 (勝訴額が500万ウォン以下 の場合, 敗訴した場合, 償還が不相当又は不可能な場 合等には免除が認められる。)	原則償還制度 (生活保護受給者又はそれに準 じる程度に生計が困難な者に ついては免除が認められる。)
担当弁護士	ジュディケア制	ジュディケア制	ジュディケア制	ジュディケア制 (一部スタッフ制)	スタッフ制 (一部ジュディケア制)	スタッフ制	ジュディケア制
事業規模	事業費 約1,610億円 うち国庫負担 約1,146億円  (注2) (94年度)	事業費(推定) 約182億円 うち国庫負担 全額  (注3) (93年度)	事業費 約363億円 うち国庫(連邦・州)負担 全額  (注4) (90年度)	事業費 約47億円 うち国庫負担 約45億円  (注5) (93年度)	事業費及び管理費 約656億円 (両者は区分できない) うち国庫(連邦・州)負担 約462億円 (94年度)	事業費及び管理費 約17億3,200万円 (両者は区分できない) うち国庫負担 約14億4,400万円 (97年度予算)	事業費 約18億円 うち国庫負担 約4億1,600万円  (注6) (98年度)
管理運営費	ほぼ全額国庫負担	全額国庫負担 (注3)	全額国庫負担 (注4)	全額国庫負担 (注5)	国庫負担あり	国庫負担あり	国庫負担なし (注6)
為替レート (注7)	1ポンド = 157円 (94年の平均)	1フラン = 20円 (93年の平均)	1マルク = 90円 (90年の平均)	1クローネ = 14円 (93年の平均)	1ドル = 102円 (94年の平均)	1ウォン = 0.14円 (96年の平均)	

(注1) 根拠法は、各国において本格的な法律扶助制度が整備された最初の法律と、その後現在の制度の基本を整備した改正法を記載した。

(注2) イギリス関係： LABは、同一法の下で、刑事被告人(治安判事裁判所のみ)及び刑事被疑事件の扶助も行っており、両者を併せた事業規模は486億円(うち国庫負担482億円)となっている。 事業費と国庫負担の差額は、利用者の負担金及び敗訴者からの回収金から成る。 LABの管理運営費は、全体として77億円であり、このうち76億8,000万円が国庫負担である。

(注3) フランス関係： 同一法の下で、刑事被告人及び刑事被疑事件の扶助も行われており、前者の事業費(推定額)は、27億円である。 事業費は、裁判扶助のみの支出額で、民事関係及び刑事関係を併せた全体額を、調査によるそれぞれの支出割合に応じて分配して推定した。 利用者の負担金及び敗訴者からの回収金の収入は、別途国庫の歳入に計上されているが金額は不明である。 管理運営費は、一般の裁判所予算の中に混入している。

(注4) ドイツ関係： 利用者の負担金及び敗訴者からの回収金の収入は、別途国庫の歳入に計上されているが金額は不明である。 管理運営費は、一般の裁判所予算の中に混入している。

(注5) スウェーデン関係： 同一法の下で、刑事被告人の扶助, 犯罪被害者の公的補佐, 精神障害者の強制保護収容等の公的補佐が規定されていたが、96年改正により、別の法律に移管された。 敗訴者からの回収金の収入は、別途国庫の歳入に計上されているが金額は不明である。 管理運営費は、一般の裁判所予算の中に混入している。

(注6) 日本関係： 民事に関する法律扶助としては、このほかに、阪神・淡路大震災のための裁判手続等の扶助が208件、法律相談が50件(事業費7,200万円, うち国庫負担6,400万円)がある。 法律扶助協会では、国庫補助対象外事業として、無料法律相談(事業費約1億3,100万円)、刑事被疑者弁護援助(同2億6,400万円)、少年保護事件付添扶助(同1億2,100万円)、中国残留孤児国籍取得支援活動(同1,500万円)、難民法律援助(同150万円)等の事業を行っている。 事業費と国庫負担の差額の主たるものは償還金(約12億1,500万円)である。 管理運営費は、すべて日弁連、弁護士会及び自治体からの補助金や寄付金等により賄われている。

(注7) 為替レートは、各国の事業規模を掲記した年に合わせて、当該年の平均レートを採用した(総務庁統計局日本統計年鑑による。)。ただし、韓国は、入手し得たデータの関係上、96年のレートによった。

(注8) イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン及び韓国では、弁護士費用について敗訴者負担制度が採られている。